

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例(平成19年12月21日京都市条例第33号)(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)

次のとおり右京福祉事務所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市右京区太秦蜂岡町31番地

変更後の位置 京都市右京区太秦下刑部町12番地

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月21日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第33号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

別表右京福祉事務所の項中「京都市右京区太秦蜂岡町31番地」を「京都市右京区太秦下刑部町12番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)